

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	姶良市 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療に限る。)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

姶良市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療に限る。)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

姶良市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療に限る。)の支給に関する事務
②事務の概要	総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、自立支援医療費(精神通院医療に限る。)の支給に関し、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 <ul style="list-style-type: none">・ 総合支援法第6条の自立支援給付のうち、自立支援医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年1月25日政令第10号)第1条の2第3号に定める精神通院医療に限る。)の支給に関する事務・ 総合支援法第58条の支給認定に関する事務
③システムの名称	・wei+障害者福祉 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号利用法第9条第1項 別表の117項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号利用法第19条第8号・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報照会の根拠) <p>第2条の表 144の項 (情報提供の根拠) 第2条の表 11、15、20、37、42、75、125、155、161の項 第13条、17条、22条、39条、44条、77条、82条、83条、127条、146条、157条、163条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 長寿・障害福祉課
②所属長の役職名	長寿・障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部 長寿・障害福祉課 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 長寿・障害福祉課 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
<選択肢>	
	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証と職員番号の入力によって限定しており、年度ごとに業務上必要な職員にアクセス権限を付与することで、適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠) 108、109、110の項 (情報照会の根拠) なし ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 第55条 (情報照会の根拠) なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 108、109、110の項 (情報照会の根拠) なし ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 第55条、55条の2、55条の3 (情報照会の根拠) なし 	事前	令和3年9月1日施行の番号利用法改正に伴う号ズレ
令和4年6月30日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支援法第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支援法第58条の支給認定に関する事務 	事後	法令上の根拠の追記、誤謬の修正
令和4年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 108、109、110の項 (情報照会の根拠) なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 108、109の項 (情報照会の根拠) 110の項 	事後	番号法の改正に伴う条項ずれ、法令上の根拠の追記、削除
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 長寿・障害福祉課	福祉部 長寿・障害福祉課	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 割り当てる請求先	保健福祉部 長寿・障害福祉課 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111	福祉部 長寿・障害福祉課 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 長寿・障害福祉課 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111	福祉部 長寿・障害福祉課 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項 別表第1の84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第60条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項 別表の117項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第60条 	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 109の項 (情報照会の根拠) 110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 55条の2、 (情報照会の根拠) 55条の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報照会の根拠) 第2条の表 144の項 (情報提供の根拠) 第2条の表 11、15、20、37、42、75、125、155、161の項 第13条、17条、22条、39条、44条、77条、82条、83条、127条、146条、157条、163条 	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新規項目追加	事後	様式変更による
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新規項目追加	事後	様式変更による